

平成26年8月26日(火)  
自民党厚生労働部会開始時 解禁  
(12:00メド)

## 平成27年度における社会保障の充実として検討中の 事項について(厚生労働省・内閣府)

【照会先】大臣官房会計課  
課長補佐 竹内 尚也(内線7153)  
主査 米澤 祐介(内線7159)  
(代表電話)03(5253)1111 (直通電話)03(3595)2081

- 平成27年度の「社会保障の充実」については、消費税率の10%への引上げは、経済状況等を総合的に勘案した上で26年中に判断されるとともに、概算要求段階では増収額の正確な見積もりがないことから、事項要求の取扱とするが、現時点で検討している内容は以下のとおり。
- 現時点では、消費税増収分のうち社会保障の充実に向ける額は、27年10月に消費税率が10%に引き上げられる場合には1.8兆円強、8%の場合には1.35兆円程度と見込まれる。

事 項		事 業 内 容	(参考) 平成26年度予算額
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施と「待機児童解消加速化プラン」の推進	2,915億円
		社会的養護の充実	80億円
		育児休業中の経済的支援の強化	64億円
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	544億円 353億円
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 介護サービスの充実と人材確保 (地域医療介護総合確保基金(介護分)、消費税財源の活用による介護報酬の改定) ・ 在宅医療・介護連携の推進など地域支援事業の充実	— 43億円
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612億円
		国民健康保険への財政支援の拡充	—
		高額療養費制度の見直し	42億円 (250億円)
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	—	
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立 等	298億 (2,100億円)	
年金		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10億円
		低所得高齢者・障害者等への福祉的給付(10%引上げ時)	—
		受給資格期間の短縮(10%引上げ時)	—

※1 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

※2 消費税増収分に加え、重点化・効率化による財政効果についても社会保障の充実に充てる。

※3 ( )内の計数は、27年1月から実施する施策について、平年度化による27年度の所要見込額を示したもの。

※4 消費税率の引上げに伴う社会保障4経費の増(子ども・子育て支援については消費税率引上げ以外の財源の確保も含む)についても、予算編成過程で検討する。 1

# 子ども・子育て支援の充実

## I. 子ども・子育て支援新制度の実施(27年4月施行予定)

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図る。

### 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）☆
- ・地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育に係る運営費）☆

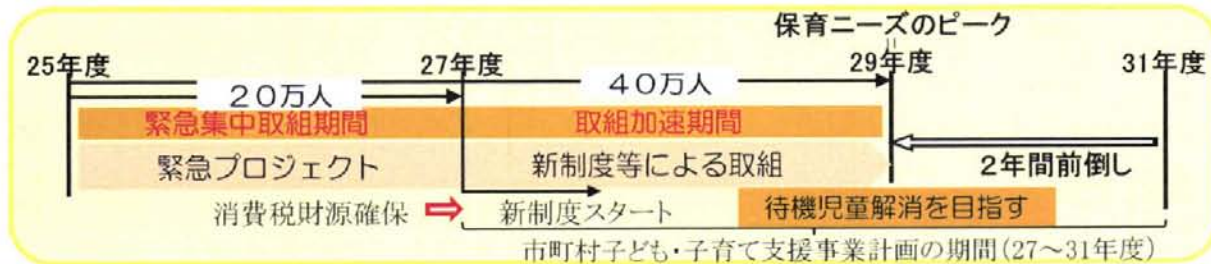
### 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・地域子育て支援拠点事業
  - ・一時預かり事業
  - ・ファミリー・サポート・センター事業
  - ・利用者支援事業☆
  - ・放課後児童健全育成事業 等
- (☆はIIのプランの取組としても位置づけ)

## II. 「待機児童解消加速化プラン」の推進

「緊急集中取組期間」(25・26年度)における取組(20万人分の受け皿確保)に加え、新制度で弾みをつけ、「取組加速期間」(27~29年度)で更に整備を進め、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。〈平成27年度では、8万人分の受け皿を確保する予定〉



消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、意欲ある地方自治体を強力に支援。(上記I)

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、別途適切に確保。

## III. 社会的養護の充実

- 児童養護施設等の受入児童数の拡大（虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応）
- 児童養護施設等での家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）の推進

## 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目（案）

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。
- 政府の子ども・子育て会議等の議論を経て整理されたもの。

	量的拡充	質の改善 ※2
所要額	0.4兆円程度 ※1	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)</li> <li>△1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)</li> <li>△4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)</li> <li>○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%)</li> <li>◎小規模保育の体制強化</li> <li>◎減価償却費、賃借料等への対応 など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブの充実</li> <li>○一時預かり事業の充実</li> <li>○利用者支援事業の推進 など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会的養護の量的拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎児童養護施設等の職員配置基準の改善</li> <li>○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進</li> <li>○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など</li> </ul>
量的拡充・質の改善 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度		

※1 「量的拡充」のための所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げにより計算されるもの。現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。

※2 「質の改善」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

- 平成27・28年度においては、「消費税率引き上げによる増収額」及びそのうち「子ども・子育て支援の充実」に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て決定。
- 新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。

# 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

2025年(平成37年)に向けて、住み慣れた地域で必要な医療を受けながら生活できるよう、医療提供体制の改革を行う。

## I 平成26年度診療報酬改定

○ 2025年に向けて、入院・外来を含めた医療機関の機能分化・連携、質の高い在宅医療の推進等に重点的に取り組む。

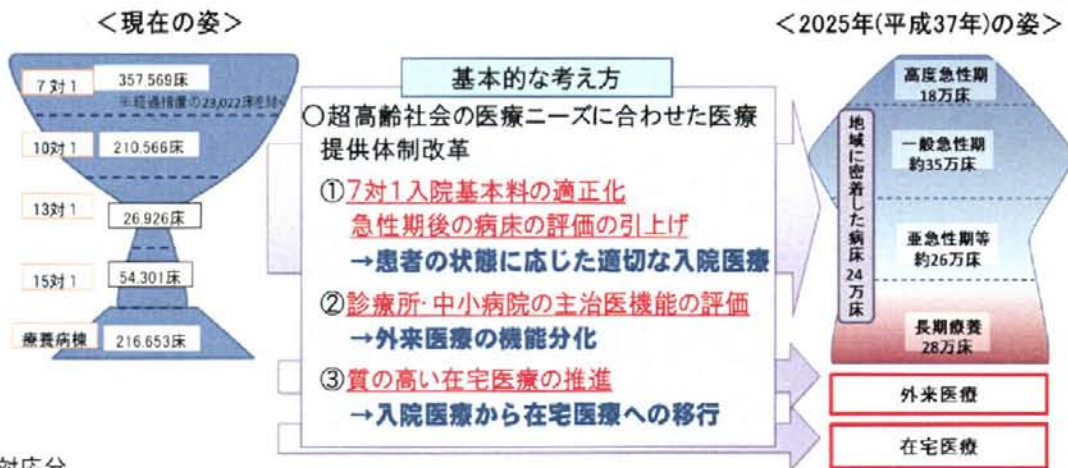
○ 消費税財源を活用して、

- ① 診療報酬本体に+0.1%の上乗せ(公費140億円)
- ② 急性期病床から受け皿病床への円滑な移行を進めるため、経過期間(1年目途)中の費用補填を診療報酬本体に上乗せ。+0.15%の改定率に相当(公費210億円)

〔改定率〕

診療報酬本体	+0.73% (+0.63%)
薬価等	△0.63% (+0.73%)
診療報酬本体+薬価等	+0.1% (+1.36%)

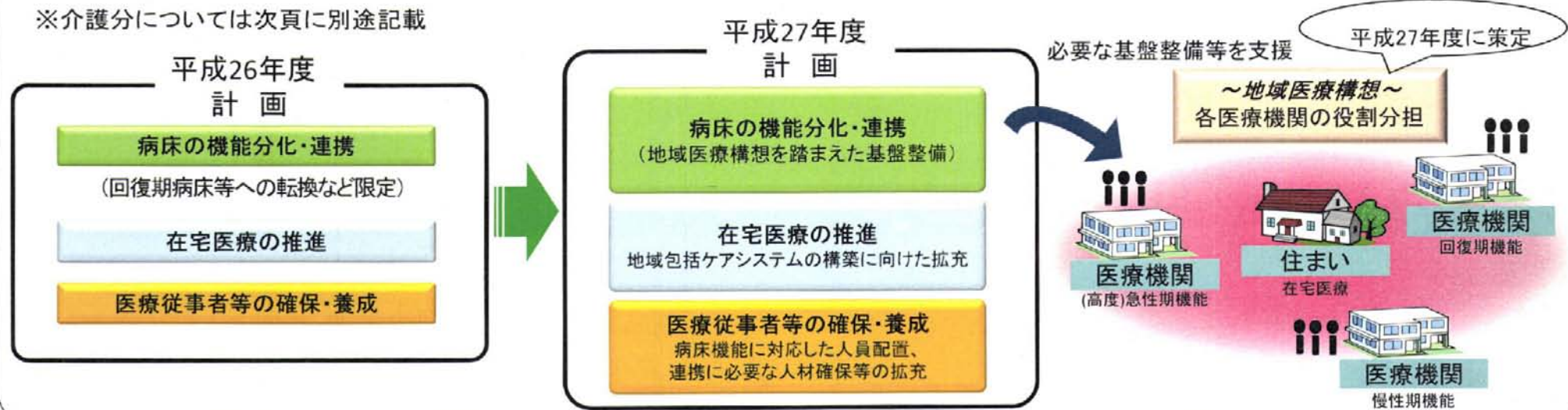
※( )内は消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れに係るコスト増への対応分



## II 地域医療介護総合確保基金

○ 平成27年度に都道府県が策定する地域医療構想(ビジョン)を踏まえ、病床の機能分化・連携に必要な基盤整備や在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援するため、地域医療介護総合確保基金の財源を確保する。(26年度は構想策定前のため、病床の機能分化・連携については、回復期病床等への転換など構想策定前においても必要なもののみ対象・公費904億円(うち消費税544億円)。)

※介護分については次頁に別途記載



# 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要が急増することが予想される2025年(平成37年)を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

## I 介護サービスの充実と人材確保

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者、重度の高齢者が増加していくことを踏まえ、定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームなど、介護サービスの充実を図る。
- 介護人材の確保に向けて、「①参入促進(マッチング強化、人材の開拓、イメージアップの推進)」、「②資質の向上(キャリアパスの確立、キャリアアップ支援)」、「③環境改善(処遇改善、労働環境改善)」に一体的に取り組む。

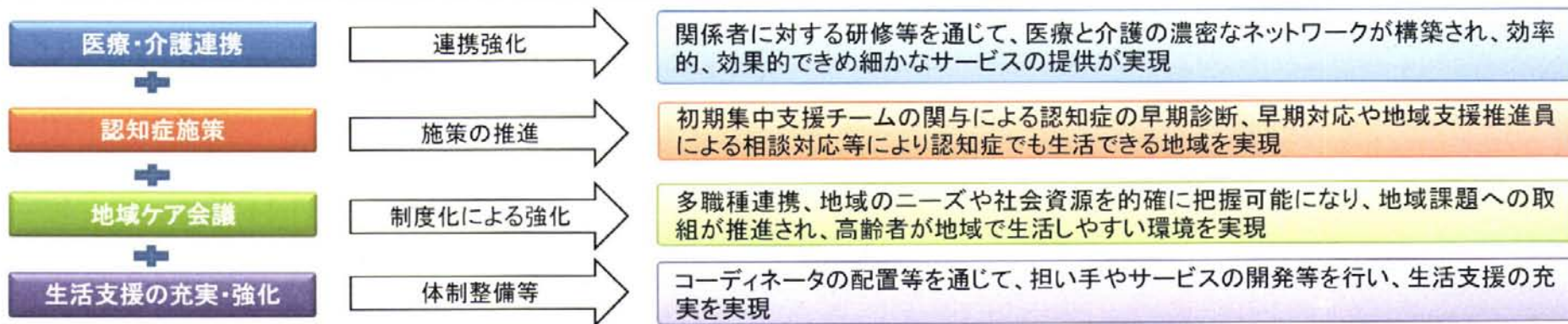
※地域医療介護総合確保基金(介護分)と消費税財源の活用による介護報酬改定で対応

<参考> 地域医療介護総合確保基金(介護分)の対象事業 平成27年度～

- ①介護基盤の整備に関する事業 ②介護従事者の確保に関する事業 ③その他地域の医療・介護の総合的な確保のために必要な事業
- ※負担割合は国2/3、都道府県1/3

## II 在宅医療・介護連携の推進など地域支援事業の充実

- 平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組むこととなるが、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

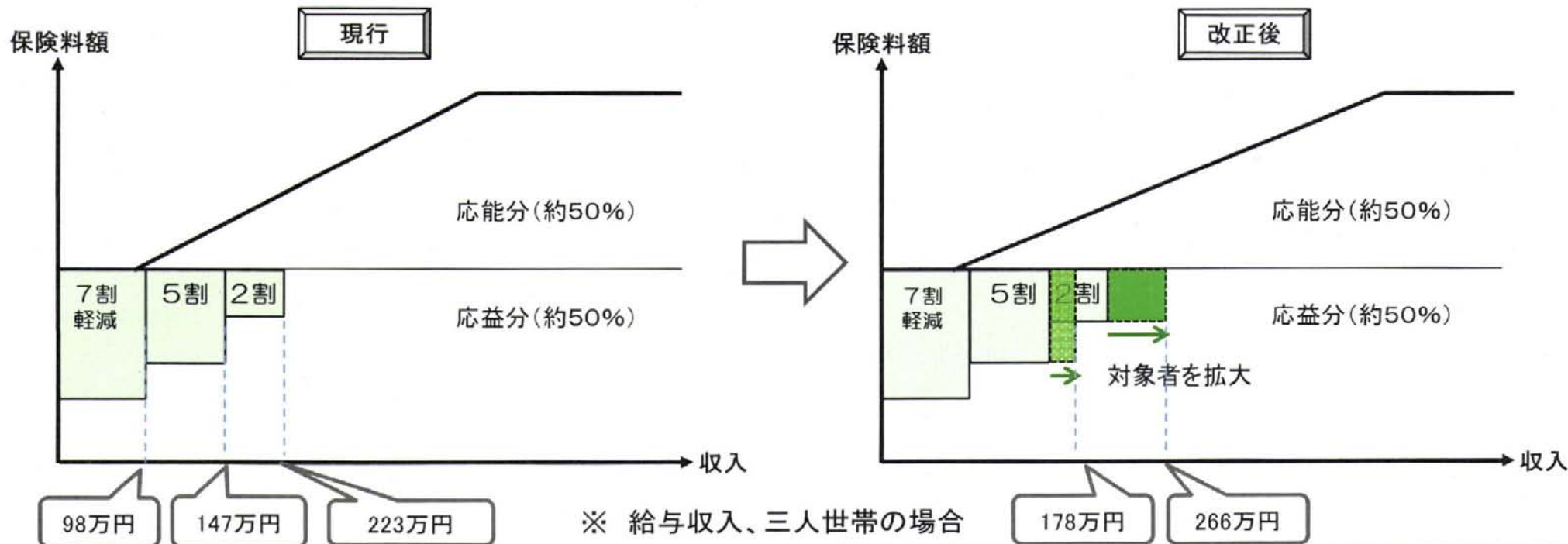


※平成30年度からの完全実施に向けて、予算の段階的拡充が必要。認知症施策の推進、生活支援の充実・強化については、平成26年度予算(43億円)から対応中。

# 国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

- 国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を合計約500万人拡大する。
- 26年度から実施。所要額は612億円。

<国民健康保険制度の場合> ※さらに保険料が軽減される者 約400万人(所要額(公費):約490億円)



(参考)  
国保制度では、このほか、保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充についても今後実施する予定。

## 《具体的な内容》

- ① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。  
 (現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)  
 (改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)
- ② 5割軽減の拡大 ... 現在、二世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。  
 (現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)  
 (改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)

<後期高齢者医療制度の場合> ※さらに保険料が軽減される者 約110万人(所要額(公費):約130億円)  
後期高齢者医療制度においても同様の見直しを行う

# 国民健康保険への財政支援の拡充

○ 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、拡充を行う。

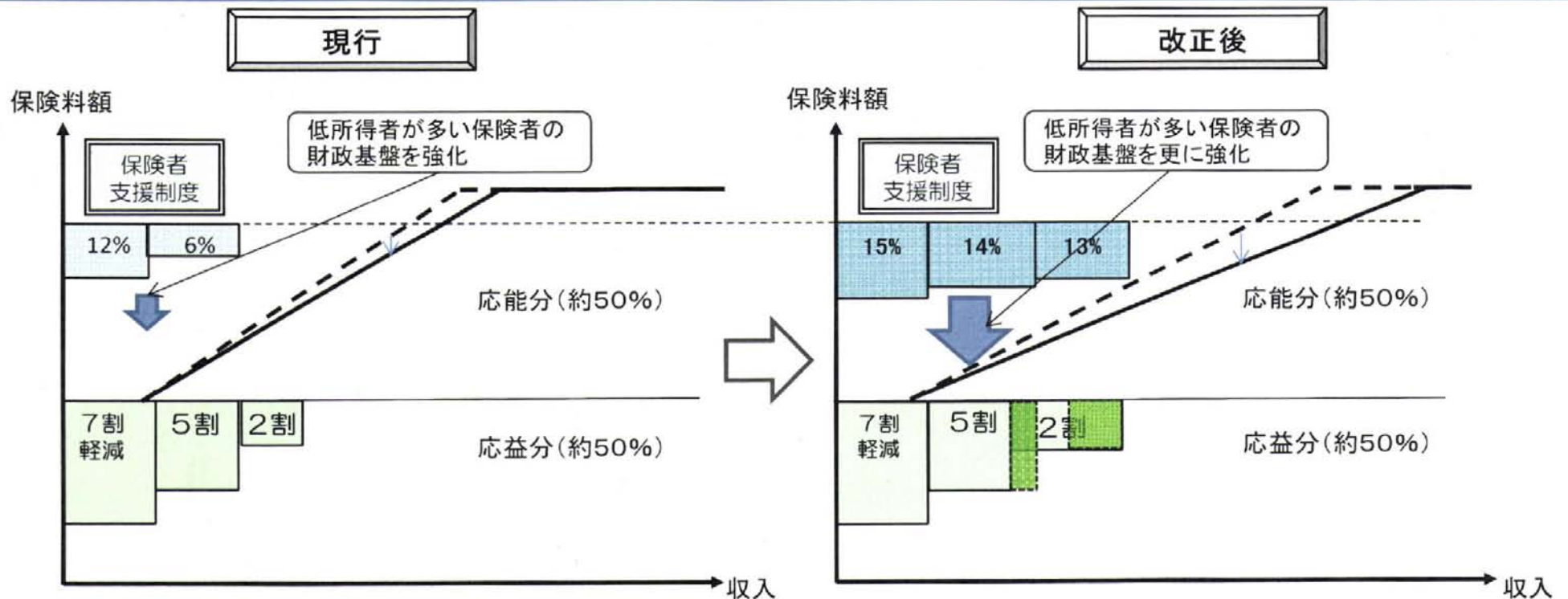
《検討中の内容》

- ① 現在、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者についても、財政支援の対象とするとともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大する。
- ② 現行の7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げる。
- ③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に改める。  
※ 収納額 = 算定額 - 法定軽減額 - 未納額

【現行】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料収納額の12% (7割軽減)、6% (5割軽減)

【改正後】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料算定額の15% (7割軽減)、14% (5割軽減)、13% (2割軽減)

※ 所要見込額は約1,700億円



(注) 現在の保険者支援制度は、7割軽減、5割軽減の対象者数に応じ、それぞれ当該市町村の平均保険料収納額の12%、6%に相当する額を補助。

# 高額療養費制度の見直し

## 1. 見直しの趣旨

○ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組み。今般、負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定する。(70~74歳患者負担特例措置の見直しに併せて行うもの。)

## 2. 見直しの内容

(見直し前)

		月単位の上限額
70歳未満	上位所得者 (年収約770万円以上)  健保：標報53万円以上 国保：旧ただし書き所得600万円超	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% <4月目～：83,400円>
	一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)  3人世帯(給与所得者/夫婦子1人の場合：年収約210万～約770万円)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <4月目～：44,400円>
	低所得者(住民税非課税)	35,400円 <4月目～：24,600円>

(見直し後)

		月単位の上限額	
年収約1,160万円以上 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% <4月目～：140,100円>	約1,330万人	}
年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <4月目～：93,000円>		
年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <4月目～：44,400円>	約4,060万人	}
年収約370万円以下 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円 <4月目～：44,400円>		
低所得者(住民税非課税)	35,400円 <4月目～：24,600円>		

※ <4月目～>は多数回該当の額。

※ 70歳以上の自己負担限度額については、据え置きとする。

## 3. 施行日と所要額

システム改修等に要する期間を考慮し、平成27年1月から実施。所要見込額は250億円。

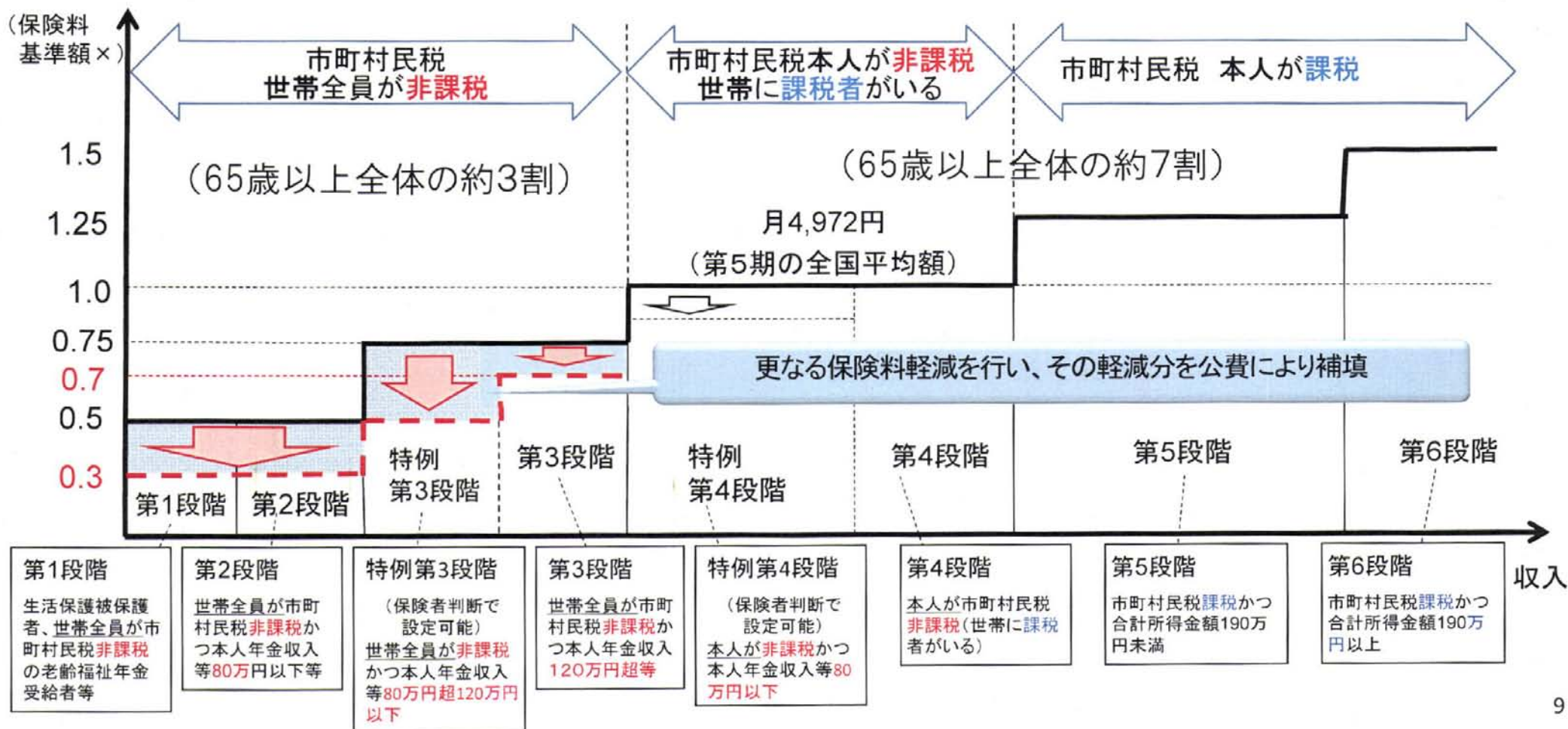


# 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

○ 介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化する。  
 <検討中の内容>

第1・第2段階	現行 0.5 → 見直し案 0.3
特例第3段階	現行 0.75 → 見直し案 0.5
第3段階	現行 0.75 → 見直し案 0.7

- ※ 公費負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ※ 軽減対象は市町村民税非課税世帯。  
65歳以上の約3割が対象となる。
- ※ 所要見込額は、約1,300億円



# 難病・小児慢性特定疾病対策に係る公平かつ安定的な制度の確立

- 医療費助成について、難病の都道府県の超過負担の解消を図るとともに、公平かつ安定的な制度を確立する。
- 難病にかかる法律及び児童福祉法改正法の成立を受けて、上記措置を平成27年1月より実施。

## 新たな医療費助成制度のポイント

### <医療費助成の法定給付化>

- 平成27年1月から新制度を開始することとし、財源について義務的経費化(都道府県の超過負担の解消)

### <医療費助成の対象疾病の拡大> 対象疾病を大幅に拡大し、第三者的な委員会等において決定。

- 難病(大人) ……現行:56疾病 → 約300疾病(対象となる候補の疾病数)
- 小児慢性特定疾病(子ども) ……現行:514疾病(⇒※598疾病) → 約700疾病(対象となる候補の疾病数)

※新規対象疾病の検討に合わせ、現行の対象疾病を細分化等したことにより、疾病数を598疾病に再整理(対象者は同じ)。

[受給者数]平成27年度(試算):約165万人(大人:約150万人 子ども:約15万人)

(平成23年度:約89万人(大人:約78万人 子ども:約11万人))

### <自己負担割合>

- 自己負担割合について、現行の3割から2割に引下げ。

### <自己負担限度額等>

- 負担上限は障害者医療(更生医療)をベースに設定(原則は2,500~30,000円/月)
- 高額な医療が長期的に継続する患者への配慮(障害者医療(重度かつ継続)と同じ上限設定(最大20,000円/月))
- 高額な医療を要する軽症者への配慮(軽症の難病患者は原則助成対象としないが、高額な医療を要する者は対象)
- 子どもへの配慮(子どもは、大人の2分の1(負担上限、入院時の食費負担))
- 既認定者への配慮=経過措置期間(3年間)中の特例(軽症者も全員適用対象(難病の場合)など)

都道府県の超過負担解消を図るとともに、公平で安定的な医療費助成の制度を確立  
(平成26年度公費所要額は、平成27年1月から実施することを前提として、300億円(2か月分)。  
平成27年度公費所要見込額は、2,100億円(平成25年度(見込)約1,600億円))

※ 医療費助成の他、治療研究、福祉サービス、就労等の自立支援を総合的に実施していく。

## 遺族基礎年金の父子家庭への拡大

### 見直しの趣旨

- 全国民共通の給付であり子どもがいる場合に支給される遺族基礎年金について、これまで支給対象が子のある妻又は子に限定されていたため、父子家庭も支給対象に加えることとする。

### 見直しの内容

- 遺族基礎年金の支給対象について、「子のある妻又は子」に加えて「子のある夫」も対象とする。

#### 現行の支給対象

- 子のある妻  
又は
- 子



#### 拡大後の支給対象

- 子のある妻又は夫  
又は
- 子

※子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。

- 平成26年4月1日から施行。
- 施行日以後に死亡したことにより支給する遺族基礎年金から適用。
- 所要見込額

約100億円（平成26年度約10億円、平成27年度約20億円（前年度10億円増））

※ 受給権者の増加により所要額が増加していくが、その際、子の18歳到達等による失権者の増加により、所要額の増加幅は徐々に緩やかになり、約100億円で所要額は増加しなくなると推計。

# 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付(年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)の実施)

## 趣旨

年金を受給して生活している高齢者や障害者などの中で、年金額が十分でないなどの理由から経済的援助を必要とする「低年金問題」への対応として、低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を行う。

## 概要

### (1) 給付の内容

給付の種類	対象者	支給額
老齢年金生活者支援給付金 (※1)	所得の額が一定の基準(※2)を下回る老齢基礎年金の受給者 (約500万人)	以下の①と②の合計額 ①基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額 ②老齢基礎年金の1/6相当額に免除期間(月数)/480を乗じて得た額
障害年金生活者支援給付金・ 遺族年金生活者支援給付金	一定の障害基礎年金・ 遺族基礎年金の受給者 (約200万人)	月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円)

- ※1 所得の逆転が生じないようにするため、所得の額が支給基準を上回る一定範囲の者(約100万人)に対して、月額5000円未満の補足的給付を支給する。  
 ※2 住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入とその他の所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成26年度で約77万円)以下であること(政令で規定する予定)。  
 ※3 支払事務は日本年金機構に委任し、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

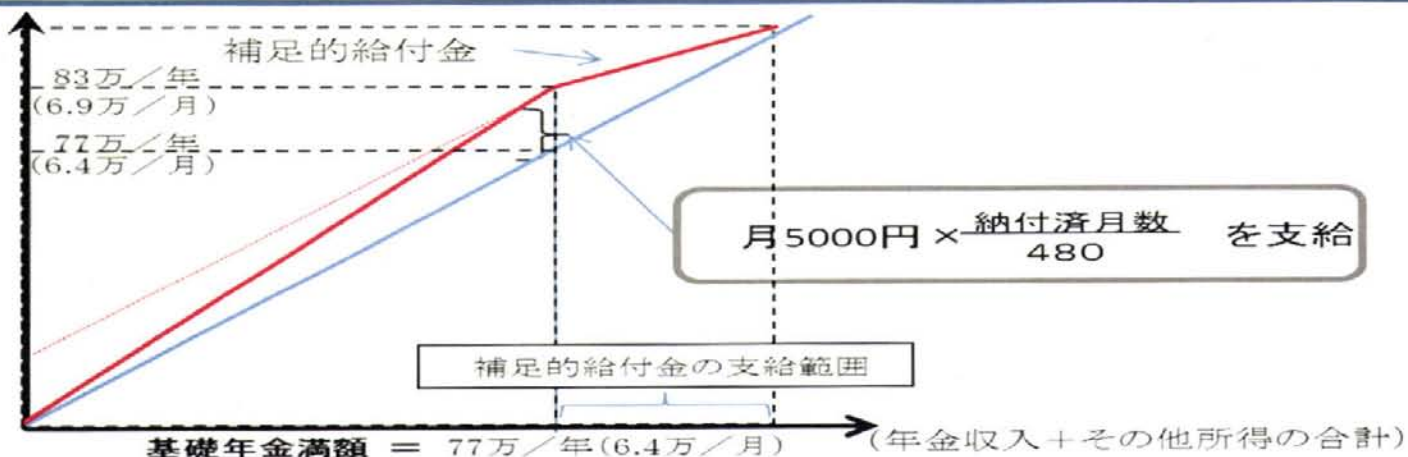
### (2) 施行日

税制抜本改革法における消費税率の10%への引上げ時  
(平成27年10月1日)から施行

### (3) 所要見込額

約5,600億円(平成27年度は約1,900億円)

## イメージ図



## 受給資格期間の短縮(25年→10年)

### 見直しの趣旨

給付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金の受給資格期間を短縮する。

### 見直しの内容

- 老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する。
- 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。
  - \* この経過措置により新たに支給対象となる者は、約17万人と推計
  - \* これらの者の平均納付済期間は、約16年と推計
- 税制抜本改革法における消費税率の10%への引上げ時(平成27年10月1日)から施行。
- 所要見込額  
約300億円(平成27年度は約75億円(※))  
※平成27年11月分～平成28年1月分の3ヶ月分 300億円×3/12月=75億円